

集まれ！ eスポーツパーク！企画運營業務委託仕様書

1 業務名 集まれ！ eスポーツパーク！企画運營業務委託

2 目的

大規模な人流が見込まれる「佐賀さいこうフェス」の開催に合わせて、子どもから高齢者まで幅広い世代がeスポーツに気軽に触れられる機会を創出し、その魅力や価値を体感してもらうことを目的とする。本事業では、体験や観戦を通じてeスポーツの楽しさや多様な魅力を発信し、これまでeスポーツに触れる機会のなかった県民にとっての入口となる場を創出することで、佐賀県内における普及・認知向上を図る。

また、競技に取り組む学生による対抗戦を実施し、日頃の練習成果を発揮する機会を創出するとともに競技に取り組む姿を来場者に発信する。今後継続して競技に取り組む学生の活躍機会や県民が気軽に体験できる場を創出することで、「佐賀でもeスポーツに取り組める」「佐賀で活躍できる」という認識を少しずつ広げ、県内における競技人口の拡大や活動の活性化を図るとともに、将来的には佐賀県がeスポーツに継続的に取り組む地域として認知されることを目指す。

3 委託業務内容

(1) 業務委託期間

契約締結後～令和8年11月20日（金）

(2) 開催日時等

ア 日時：10月17日（土）10:00～17:00、18日（日）10:00～17:00

※佐賀さいこうフェスと同日程での開催

イ 場所：佐賀県庁新館1階県民ホール（佐賀市城内一丁目1番59号）、
同旧SAGA TRACK（佐賀県庁地下1階）

(3) イベント全体の企画・運営

受託者は、会場やプログラムの特性を活かしながら、一体的なイベントとして企画・運営を行うこと。また、同日佐賀県庁地下「SAGACHIKA」で開催する「第8回マイクラカップ佐賀地区大会※1」及び佐賀県主催の「マイクラ Jr. SAGA カップ（仮称）※2」との連携や各会場間の回遊促進や相互送客を図り、来場者がデジタル分野の多様な魅力や可能性を体感できるイベントとなるよう工夫すること。

- ・事業目的を踏まえたイベント全体の企画立案
- ・運営計画及び進行管理計画の作成

- ・運営マニュアルの作成
- ・関係者との連絡調整
- ・安全管理及び危機管理対応

※1 「第8回マイクラカップ佐賀地区大会」

「人口・年齢のバランスが変わる社会をどう生きる？」をテーマにした佐賀ブロックの予選通過作品の発表・審査会で、上位数作品が全国大会「第8回マイクラカップ」に出場する。

ア 開催時期：令和8年10月17日（土）または18日（日）

イ 開催場所：佐賀県庁「SAGACHIKA」

ウ タイムスケジュール（予定）

設営、リハーサル 1時間程度

開会、小学生編成部～中高生編成部発表 1時間30分程度

審査、表彰、閉会 2時間程度

※2 マイクラ Jr. SAGA カップ（仮称）

マイクラフトを活用したeスポーツ独自大会でチームワークや戦略性、創造力を活かした競技を通じて、子どもたちが楽しみながらデジタル技術に触れて挑戦する機会を創出する大会として開催する。

ア 開催時期：令和8年10月17日（土）または18日（日）

イ 開催場所：佐賀県庁「SAGACHIKA」

ウ 参加対象：小学生及び中学生

エ 参加規模：5チーム程度（1チーム4名程度）

（4）県民ホールでのイベント内容

県民ホールで実施するイベントは、eスポーツ未経験者や初心者が気軽に参加できる「eスポーツの入口」として位置付ける。子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に、体験や観戦を通じてeスポーツの楽しさや多様な魅力に触れる機会を創出し、県内における普及・認知向上を図るものとする。

ア 体験型・交流型コンテンツの企画及び運営

必須タイトルはグランツーリスモ7とする。その他のタイトルは事業目的を踏まえ、幅広い世代が楽しめるタイトルを2タイトル以上実施すること。なお、提案に当たっては以下の視点を考慮すること。

- ・eスポーツの初心者でも参加しやすいこと
- ・子どもから高齢者まで楽しめること
- ・観戦者も楽しめること
- ・会場の賑わい創出につながること
- ・eスポーツの多様な魅力が伝わること

- ・障害の有無に関わらず参加しやすいこと
- イ イベント開催中の体験会・対戦会の実施
- eスポーツの魅力訴求のために、2タイトル以上の体験会や企業間の対戦会を実施すること。

◎企業対抗戦の実施

- ・企業交流戦を企画・運営すること。
- ・参加企業数は8社以上とすること。
- ・事前募集等により参加企業を確保すること。
- ・交流戦実施時は実況等を行い会場の賑わいを創出すること。
- ・交流戦以外の時間帯も適宜体験ができるよう実施すること。
- ・企業交流戦の前後に企業間での情報交換や交流機会を創出すること。

◎家族・仲間などでの対戦会の実施

- ・本対戦会を企画・運営すること。
- ・対戦会実施時には実況等を行い、会場の賑わいを創出すること。
- ・対戦会以外の時間帯は体験ができるよう運営すること。

(5) 旧 SAGA TRACK でのイベント内容

旧 SAGA TRACK は、eスポーツ競技に取り組む学生の活躍の場として位置付ける。対抗戦を実施し、日頃の活動成果を発揮する機会を創出するとともに、競技に真剣に取り組む姿や魅力を広く発信することで、若者の挑戦や活躍を地域で応援する機運の醸成を図るものとする。

ア 対抗戦の企画及び運営

必須の競技タイトルはフォートナイトとし、最低1日は実施すること。その他タイトルも実施するかは、提案によるものとする。また来場者が観戦しやすい環境を設計すること。

競技以外の時間についてはeスポーツの競技性を体験・体感できる場とすること。例えばプロプレイヤーとの対戦や配信などのリアルな現場を体験・観戦できるなど。

(6) 広報業務

SNS、動画等を活用するなど効果的な広報計画を示すこと。また、SAGACHIKA で開催する「マイクラカップ地区大会」及び「マイクラ Jr. SAGA カップ」、その他の県主催イベント等との連携を意識し、各会場の相互送客及び回遊促進につながる情報発信を行うものとする。

- ・広報計画の策定
- ・チラシ、ポスター等の制作
- ・SNS等を活用した情報発信

- ・ 対抗戦の事前周知
- ・ イベント当日の盛り上げりを情報発信
- ・ イベント後の普及啓発に寄与する発信
- ・ 開催結果の情報発信
- ・ 佐賀さいこうフェス来場者への認知拡大及び誘客促進

(7) 会場設営・演出

来場者がeスポーツの魅力を感じられるよう、効果的な会場設営及び実況や解説を含めた演出を行うものとする。また、県民ホール及び旧 SAGA TRACK の会場を一体的なイベントとして感じられる空間づくりを行い、会場間の回遊促進を図るものとする。設営は10月16日(金)及び撤収は10月19日(月)までに行う。また、会場の音響が利用できないため、別途音響設備を準備すること。

(8) その他

- ・ 運営に当たり、PCなどの機材や通信環境対応などのトラブルについても適切に対応できる体制を整えること。
- ・ 同会場で別イベントの開催も予定されているため、適宜調整や県と協議しながら進めること。
- ・ 県内でeスポーツに取り組む企業のPRブース出展等も可能であるため、適宜県と協議しながら進めること。
- ・ 受託者は各ゲームタイトルの許諾申請を行うこと。
- ・ イベント終了後に県との意見交換会の場を設け、今後の課題等を共有すること。

4 委託料の上限額

2,500千円(消費税及び地方消費税額を含む)

5 業務終了後の提出書類

(1) 業務完了報告書

- ・ 開催内容が確認できる写真等の資料を添付すること。
- ・ 制作物については、現物又は写真等により確認可能な資料を添付すること。

(2) その他、県が指示する事項・資料等

- ・ 県から別途指示があった場合は、それに基づき必要な資料を提出すること。

6 秘密保持

本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。また、本業務を履行する上で取得又は保有する個人情報の漏洩等のセキュリティ

対策として、受託業務に適用される佐賀県情報セキュリティ基本方針及びその他関係法令に規定される全ての義務及びこの契約に規定する事項を遵守しなければならない。

なお、受託者において、秘密保持契約が必要である場合は県と協議すること。

7 再委託の禁止

- (1) 受託者は、受託業務の全部を自ら実施することとし、その全部を一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について、県に対し再委託の相手（以下「再委託先」という。）を明らかにした上で、再委託先の業務の範囲、再委託を行うことの合理性や必要性等を書面により説明し、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 県の承諾を得て受託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合、受託者は、機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務について、再委託先も受託者と同様に負わせるための措置を実施することとし、実施する措置については、事前に県の承認を得なければならない。
- (3) 第三者に再委託等を行う場合、その最終的な責任は受託者が負わなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、本委託業務を実施する際は、関係法令等を遵守すること。
- (2) 本業務は、県による完了検査に合格したことをもって完了とし、本業務に係る委託料は完了払にて支払うものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、県と受託者双方による協議の上で定めるものとする。
- (4) 契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、業務の履行上、必要な事項については、受託者が責任を持って対応すること。また、業務の遂行にかかる一切の経費を委託料に含めること。